

高等教育・研究機関と新県立病院の整備に関する協定書の締結について

1 目的

学校法人獨協学園、市及び県は、イベントゾーンの整備コンセプトである「知と文化・産業の交流拠点」に基づき導入する「高等教育・研究機能」として、市が誘致を進める獨協学園の高等教育・研究機関（以下「同機関」という。）と、県が計画する（仮称）県立はりま姫路総合医療センター（以下「新県立病院」という。）の整備に関する基本的事項について協定を締結する

2 概要

(1) 整備場所

- ・キャスティ 21 イベントゾーンの高等教育・研究エリア

(2) 三者の役割

- ・獨協学園：同機関を設置し、新県立病院等と連携・協働して安定的・継続的に運営する
- ・姫路市：同機関が「高等教育・研究機能」に合致する事業を行う場合に支援する
- ・兵庫県：同機関に必要な面積を新県立病院と一括整備の上、使用を許可する

(3) 新県立病院用地貸付の条件

- ・次の4点を無償貸付の条件とし、住民に対する丁寧な周知・説明を講ずる
 - ①同機関と連携・協働し、地域の医療課題に十分対応する
 - ②姫路市の協力を得ながら南西部地域の医療提供体制を確保する
 - ③他の基幹病院との連携や医師会・医療機関の理解を得る
 - ④姫路市とともに交通アクセスに係る課題を解決する

(4) 同機関と新県立病院の連携・協働内容

- ・次の6点について三者協議により具体的な内容を決定する
 - ①高度な医療現場をフィールドとした実習教育により、優秀な人材を育成する
 - ②本地域における医療従事者の資質向上を図る
 - ③医療現場の実態に即した教育・研修プログラムの策定や体制を構築する
 - ④情報と知見の共有を図り、将来的な成果に繋げる
 - ⑤新県立病院内の施設・設備の使用、医療従事者と連携し臨床治験を実施する
 - ⑥臨床治験の実施にあたり、相互協力による研究を推進する

(5) 同機関の規模

- ・2,000 m²を基本に三者協議で決定する

(6) 整備時期

- ・平成34年上期を目途に整備する

(7) 使用料の負担

- ・獨協学園：県に使用料を支払う
- ・姫路市：1/3に相当する金額を上限に補助する
- ・兵庫県：1/3を上限に市に準じて減額する

(8) 人事交流・組織運営等

- ・獨協学園と県は、支障のない範囲で人事の交流を図るほか、柔軟な組織運営に努める

3 締結日

平成29年5月10日